

石巻市域復興を「森里川海の連携」思想から展望する — 歴史学の視点からのアプローチ —

近江 吉明

はじめに

2015年に、フランス-アナル派の「森里川海の連携」についての仕事を確認し紹介する機会があり、その際、この思想がフランス民衆蜂起研究にどのように係わっているのかを再検討することが出来た⁽¹⁾。その作業の中で浮き彫りとなった研究対象が、14～18世紀フランスにおける農山村民の共有権問題の背後に見え隠れする「森里川海の連携」思想の関係性の表れ方とそれをめぐる攻防の痕跡であった⁽²⁾。とりわけ「森林用益権」に向けられたフランス農山村民の思いを抽出すべくベルンシュタイン文庫史料中に踏み込んだところで、筆者は当然の如く日本の「入会（地）権」⁽³⁾との比較にも向かっていた。

そうした時に、本学緑鳳学会での東日本大震災後の石巻市復興をめぐる学際的な研究（2014年10月に、石巻専修大学で「東日本大震災のその後」のテーマでパネルディスカッション実施）の取り組みに歴史学の視点で参加していたことが、今回のこの論考の土俵作りになったと言える。さらに、石巻市域の歴史に関する先行研究を整理していた筆者は、何のこだわりもなく社研の共同研究（「宮城県石巻市の復興における都市再生計画と地域社会のレジリエンス」）⁽⁴⁾に参加し、メンバーと共に現地調査や自治体・復興を進める各団体への聞き取りを繰り返した。

2017年3月には、上記の共同研究の中間総括のために、大矢根、勝俣両所員と共に複数地区の漁協と石巻地区森林組合で聞き取り調査を実施し、フィールドワークで得ていた印象を各種の数値データと各担当組合員の体験談から裏付けることができた。その取り組みの中で、筆者は石巻市域の「森里川海の連携」の実態について多様な側面から掌握できるようになったことから、以下のように、石巻の「森里川海の連携」の歴史の歩みの分析と合わせて、石巻市域復興の方向性を歴史学の視点から展望してみることにした。

1、石巻の歴史に刻まれた 「森里川海の連携」の痕跡

(1) 石巻の歴史から

江戸期の石巻は、伊寺水門（いしみなど）ともいわれる旧北上川河口に立地した小さな港町で、1623年（元和9年）川村孫兵衛重吉によって旧北上川の掘削⁽⁵⁾が行なわれてからは、江戸への年貢米などの米穀の積出港として繁栄し、仙台藩の経済の中心となった⁽⁶⁾。つまり、石巻は、旧北上川の水運に象徴される「森里川海の連携」の自然的恩恵を最大限活用できる条件下にあったといえる。換言すれば、航空写真や国土地理院が作成してきた地図を見ても分かるように、石巻は旧北上川を中心に森と里、そして海とが石巻の町場と一体となってバランスよ

く結びついて立地している。後述するように、旧北上川の河口周辺の石巻平野に開かれた水田地帯は、長い歴史過程では度重なる冷害や水害などの自然災害に見舞われてきたが、幕末においては「米と繭の経済構造」⁽⁷⁾の生産システムの流れの中でも、石巻地域独自とも思える中小地主を中核とする地主制の下で、貧しくも農山漁村民や町場の人々の生活を支えてきている。また、大凶作による飢餓状態にあって多くの犠牲者を出しながらも辛うじて人々の命を守ったのが山川海の富であったと言えるだろう。だが、既研究⁽⁸⁾からも明らかなように、仙台藩領内に属する石巻地域の連携思想の現実には軽視され、そのため、それぞれの生業に従事する人々は多大なる犠牲を被ったのである。

とりわけ山林・森林は、農山漁村民にとってそれぞれの仕事を営むことの他に、焚木（薪木）や建築材の供給源として不可欠であった。しかし、山林原野を支配したのは仙台藩であった。藩では「里山を御林と呼び、利用の種類により御囲山、御鉄山、御塩木山、御留山などと区別していた」⁽⁹⁾ということから見ても、藩が山林・森林資源を大きな財源として管理していたことが窺える。農山漁村民が共同利用できたのは、村山、村林、野山と呼ばれたところだけであり、また、村の共同体成員が活用できたのは、耕作地に続いている「地付山」、屋敷地に接続する「居久根山」といわれた里山林だけで、しかも、伐採に関しては厳しい制限があったのである。

そうした状況を垣間見せてくれる事件がある。それは1696年（元禄9年）に発生した仙台藩桃生郡北村と隣村の広瀨村（現在の石巻市北村と同市広瀨）との入会地をめぐる紛争であった。支倉清、支倉紀代実両氏の研究によれば、先にも言及した土木技術者の川村孫兵衛重吉による北上川大改修事業の結果、北上川、迫川、江合

川ぞいの広大な湿地帯で大規模な新田開発が行なわれ、ここ桃生郡では石高が2倍以上になり、それに伴う新村民の人口が両村とも2～3倍に増大し、広瀨村に住む村民たちが北村に住む村民の「居久根山」で伐採したというもので、入会権についての紛争ではなかったという。ただ、そこが広瀨村によって燃料の薪を採取する入会地だったことから発生した紛争であったという⁽¹⁰⁾。結末は別として、この事例は、電気もガスも無い時代において入会地が如何に重要であったかを教えてくれる。

次に明治期から今日までの連携思想の変遷も見ておこう。明治維新から150年経つ間には、地租改正、富国強兵政策、アジア太平洋戦争、農地改革、戦後の燃料革命や高度経済成長などの荒波の中で、石巻でも「森里川海の連携」の環境は著しく悪化してきている。

既研究では、宮城県における地租改正の動きはまだ不鮮明な部分があるとはいえ、石巻でも、近代的な私的土壌所有権の確立を制度的に実現させることに伴う混乱の影響を受けていた。その一つとしては、1872年（明治5年）7月の壬申地券公布以降の動きの中での増税の方向が示されたことによる動揺の中で、さらに1876年に山林原野について「官民区分」の原則の下、藩有林が官有林（国有林）に編入された点である。東北全体については一般的に「軒先国有林」とも言われてはいるが、石巻の地主制の展開の中では、自作手作りの農業経営を行なう中小地主経営者の山林原野の所有が目立っている。

石巻市旧稲井村の大瓜字瀬戸地区に居住する本木家に例をとると、民有林としての山林原野の本木家による所有は、1891年で約6町6反7畝に、1895年にはそれが約8町1反9畝に増えている。これは、同家の総所有地の約30%に及ぶ規模である。このように、手作り地主の多くが大規模な山林原野を所有した背景には、

「実は山林原野は農業経営を行ったり、また日常の消費生活を営むために必要不可欠な場所であったのである。というのも、何よりもまず、山林原野は金肥に頼らない肥料の供給源であったからである。さらには、煮炊きをしたり暖房に用いたりするエネルギーとしての薪炭はそのほとんどが山林原野で採取したり、焼いたりして獲得するものであったからである」⁽¹¹⁾ という現実があったのである。

このような山林原野には当然ながら入会地が存在している。例えば、籠峰山の西側にある鳶ヶ峰と松木沢の間の奉還山といわれた山林が68名の村民（2名が大瓜村、他は南境村の村民）によって活用されているのがわかる。1885年（明治18年）には、その入会地を利用するための申し合わせ、罰則事項、共同慣行を記した「六十八名共有山申合規約」が残されている⁽¹²⁾。奉還山の面積は約60町歩で、この「共有山」の管理のために村民たちは世話役として鉦頭（山刀頭）を両村で1名選ずつ選び、また、山番まで置いたという⁽¹³⁾。こうした状況からは、村民の生活に密着した山林原野の有効利用を維持するため、その持続可能な保護管理を怠らない姿勢が読み取れる。

これこそが、石巻地方の典型的な「森里川海の連携」思想のはっきりした痕跡であると言えるだろう。しかし、それでも日本全体の近代工業化政策（富国強兵）による資本主義的市場経済の浸透もあって、その連携にはころびが目立ち始めていたと言える。例えば、1889年、1902年、1905年、1910年、1913年に発生した水害や冷害などによる被害の規模を見ても⁽¹⁴⁾、それらは北上川水系が抱える多様な問題に規定されているとはいえ、石巻地方が自然災害に弱い側面を持っていたことになる。江戸期にも多発していた水害問題の根本が未解決であったことを示している。諸問題の一つとして、自然の

ダムともいわれる山林や水田の保水能力であるが、その維持のために、森林資源管理の役割も担った入会（地）権慣行が大きく貢献していたことは言うまでもない。しかし、国有林野や公有林野に存在していた入会関係が軽視されるようになると、保水のレベルが低下し、北上川水系全体の治水能力にも影響を与えてきたことは、今や無視できなくなっている。

このように、入会慣行を「非近代的」で山林の「荒廃」をまねき、近代的発展の「障碍」だとする政府側の認識⁽¹⁵⁾が連携思想を蝕んでいった。また、アジア太平洋戦争中は過伐が進み、他方で兵役のために森林保全の担い手である農山村民の労力が低下し伐採跡地が放置されたのであった。さらに戦後の農地改革を経たころから、住宅復旧などの資材・薪・炭の需要増大は、自然林や自然生林の過剰伐採と人工林の拡大という歪んだ造林政策を生み出し連帯思想の衰退に拍車をかけた。そして、それを一挙に奪い去ったのは、高度経済成長によって作り出された農山漁村民の他産業への転業あるいは兼業化、首都圏への人口流出・出稼ぎの拡大であった。この変化は、燃料革命の進行と相まって連携思想に転向を迫ったと言えるだろう。

(2) 「森里川海の連携」の土俵からみた石巻

かつて、近世期に「山林は国の本なり」と主張し、持続可能な山林の利用を思想としてのみならず、岡山藩において山林管理と治山治水事業を行なった、経世の実践家、熊沢蕃山は極めて有名で、本稿においても重視しなければならない人物の一人である。

熊沢蕃山のこの思想を「環境倫理学」の視角から分析した奥谷浩一は、蕃山の『集義外書』の「山に草木しげりぬれば、にはか水のうれひもなく、且草木に水を含みて、十日も二十日もしたたりあり、河水もとほしからずと仰せられ

候事を、老農にかたり候へば、似合しきたとへを申し候。禿のかしらに水をかけたると、坊主のかしらに水をかけたるとくにて候うとの事に候。至極の儀と感じ申候。大河といふも方々の谷だにのしたたり落合、積めて末に大をなせり。」「返書略、我山賤にきけり。……此の三河の水上を大たいが原と云。……三国のうち小うす雲、花ぐもりなど云ほどにても、此の原の雲雨甚だし。……其外、高山深澤、名嶺には私雨と云ものあり、同じ理なり。……山川は天下の源なり。山又川の本なり、古人の心ありてたて置し山澤をきりあらし、一旦の利を貪るものは子孫亡るといえり。」との件を引用し、蕃山が山と川の生態系を理解していたと結論付けている⁽¹⁶⁾。

その後、蕃山は幕府に咎められて古河藩に幽閉されるも、古河藩主松平信之の計らいにより、この地の土地と河川調査のための巡回調査を行ない、蕃山溜と呼ばれる溜池や蕃山堤を多数建設し、また、渡良瀬川が氾濫した場合に備えて「新堀」を築造して、1年後に亡くなっているという⁽¹⁷⁾。このように、蕃山は死ぬまで「森里川海の連携」の信念のもとに生き続けたのである。ところで、この同じ渡良瀬川との係わりで、後の明治期に足尾鉍毒事件に取り組み始めた田中正造も、晩年には渡良瀬川を含む利根川水系の河川調査を行ない、洪水の諸要因を付き止め、奇しくも森と川と海の生態学的関係をも把握し、水と治水の問題を考え、そして、環境問題の面からも近代物質文明を鋭く批判する環境思想家として成熟することになったという⁽¹⁸⁾。この点は、実践的な面で制約があるとはいえ『自然真営道』に見られる安藤昌益の思想にも確認できるように思う。

では、石巻およびその周辺の歴史の中に蕃山や正造のような認識を持つ人物はいなかったのかといえば、そうではなかった。数人の存在が

見え隠れしているが、その中で思想と実践の統一という点で最も注目されるのが、仙台藩士・荒井東吾の存在である。天保4～5年(1833～1834年)飢饉における仙台藩領での献金を中井家文書「御賞人数留」で分析した佐藤大介は、天保5年の荒井東吾による藩への献策である「上書」に注目している。それによると、「(同年)5月上書では領内各地の河川で『山林御伐荒し』のため土砂が流れ込み川底が上昇し、藩の普請方役人に「巧者」がいないため少々の出水で田畑への冠水と落橋が繰り返され、『民間』は間断なく『農事之節』まで普請に動員されるばかりか、普請用材の確保のために山林がさらに『伐荒』となると指摘している。また6月上書では神社仏閣および『四民家作之奢り』や『日用之木炭に至るまで焚る所の材木』と、領内全般での建築用材と燃料としての材木消費が山林荒廃の原因であり、『驕ヶ敷作事』の禁止と屋敷回りへの杉・栗の植林、『霊地の神社』以外の廃止、『飲食奢』による木炭消費を抑制して藩主体での『山林繁茂之御世話』を主張し、また「『当時まで山林も一方之御財用二御指向』ること、すなわち藩が山林資源を大きな財源としていることを挙げ、その復興を優先させるため利用を控えるよう提言している」⁽¹⁹⁾という。

この仙台藩士・荒井の「山林荒廃」の原因とその結果についての認識は、蕃山や正造のそれと通底していることは言うまでもないが、それにとどまらず藩の山林政策の根本を批判している点は重視すべきである。それは、佐藤の「領民からの山林献上」分析でさらに明確となってくる。有力な領民からの献金によって植林を進めるといふ藩の事業であるが、この仕事からは4件の事例が見えてくる。それを挙げてみると、佐々木家(志田郡、貯穀蔵の建設と、その周辺での杉2000本の植え付け)、(斎藤)善右衛門

(桃生郡、百姓、杉檜苗木30万4650本を)、蘇武正吉(栗原郡、肝入、杉1万280本を)、(佐藤)勘三郎(名取郡、百姓、杉苗2万2050本を)、千葉甚作(気仙郡、肝入、杉苗3万1600本を)⁽²⁰⁾である。

この史料的事実からしても、北上川水系の自然災害において、中下層の農山村民と命運を共にした富裕な領民層は、山林の復興が如何に肝心な任務であったかを、荒井同様に認識していたことを如実に示しているだろう。過剰な山林利用による山林荒廃が、繰り返される洪水の原因であったことを見抜いていたのである。それどころか、佐藤の仕事が強調するように、「『人数留』 記載者の中で植林に関わった人々は、荒井の提言に先立ち、各地で自ら主体となって生業環境の保全に取り組んでいた」⁽²¹⁾ 背景が浮き上がってくる。これは、石巻の桃生郡の善右衛門だけがそうであったのではなく、この時期に生きた人々に共通していた「森里川海の連携」思想の発露であったともいえるだろう。したがって、彼らの試みは単に洪水などの災害防止を目的としただけでなく、菊池勇夫が言うように、「飢饉時おける救済機能」⁽²²⁾ の側面も重視すべきだが、それも含め山林や森林が、人々の意識の中では入会権の場であるとの思いも、無意識のうちに主張されている。というのも、そこは自然災害に伴う飢饉の際のサバイバルの場として機能していたからである。

このように、石巻など北上川水系に生きながらえた農山村民は、厳しい生命維持環境の中に晒されていたからこそ、伝統的に「森里川海の連携」の思想をしっかりと育んでいたのである。

2、震災後の石巻「連携思想」の現状

(1) 天変地異に「耐えた」石巻

2011年3月11日の「被害日本大震災」につ

いての、石巻市域の人々の体験談としてよく耳にした話としては、とにかく「山に逃げた」という表現が印象深く残っている。被災された人々の津波に対する恐怖心と、どうにか津波から逃げおおせた安堵感、さらに、運悪く犠牲となった家族や知人への未だに心の整理の付かない追悼の念などの入り混じった表情の中で、それでも、振り絞るようにして近くに「山があった」とつぶやいた時の表情が忘れられない。3月中旬のまだ寒い中、人々は、日和山へ、牧山へ、トヤケ森山などの高所へと生き延びるために登った。それぞれの山には、サバイバルのためのなにがしかの構造物があり、そこを拠点に、避難者はそれぞれの方法で暖を取り、水分や食糧を補給し助け合い、情報の収集と家族の安否の確認を進めながら数日を生き永らえたのである。牧山は「牧山市民の森」として、零羊崎神社がありキャンプ場やアスレチック広場なども備えていた。

牧山からトヤケ森山を望む



震災の結果、石巻市役所等の公式発表(2018年10月末)に基づけば、津波により石巻市全体で、「直接死」3,277人、「関連死」275人、「行方不明者」420人と大勢の方々が亡くなられた。震災直後からの断水と停電の続く中、被災地支援の動きが始まり、石巻赤十字病院の「災害医療対策本部」や石巻専修大学を拠点と

した自衛隊などによる支援物資の空輸搬入・物資配給体制が徐々に機能し始めた。しかし、支援の流れが被災者各個人に手厚く到達するには時間を要した。まず、被災状況の全体的把握に多くの人々の自主的な情報収集と石巻市の公的な対応において組織だった体制の確立に手間取ったからであるが、あれほどの地震・津波被害を被ったのであるからやむを得ないことであった⁽²³⁾。それでも、先の見えない状況の中でも地縁・血縁の結びつきを基礎に、被災された人々のサバイバルが石巻市域のあちこちに立ち上がっていた。お互いが不安と恐怖心を共有し、炊き出しや安否確認の行動を通して情報収集のネットワークが徐々に広がり、天変地異の極まりにあっても、生きる知恵が全域に湧き出していたのである⁽²⁴⁾。つまり、歴史的にも確認できる数々の災害を乗り切ってきた石巻市域の人々の記憶と経験が、復旧への階段を自ら登るスピードを速めていたのである。

次いで、全国的なボランティアの方々の協力による人的エネルギーの投入があちこちで展開され、道路網の復旧により寸断されていた地区への救援物資が届き、また、各家庭でのヘドロ撤去や浸水家具類の片付けなどの作業が少しずつ進むようになる中で、石巻市域全体の被災状況が掌握されるようになった⁽²⁵⁾。山に逃れていた被災者も居住区の避難施設や浸水によって半壊していた自宅に戻るようになると、被災住民のための仮設住宅建築の要望が出るようになった。だが、当初はプレハブ工法によるもので、支援の流れに制約された対応の中で推移した。肝心の電源喪失の中では石巻の「森里川海の連携」の伝統の力は十分には発揮できなかったが、それでも、3月19日ころからの電気復旧の中で徐々に復興の最前線に姿を見せ始めた。

石巻市域には、震災前の1975年に石巻市・雄勝町・北上町・河南町・矢本町・鳴瀬町、牡

鹿町大原地区4組合合併、3町任意加入で「石巻地区森林組合」が設立されていて、1998年には河北町森林組合と合併し、翌年にウッドリサイクルセンターを完成させるなど、2008年段階では、組合員数3,223名、役員30名、各地区総代220名、参与170名、職員21名（その内、囑託2名が「牧山市民の森」管理）、作業班67名で構成され機能し始めていた⁽²⁶⁾。地区内森林面積の78%におよぶ39,645haの民有林の内、組合加入面積がその72%の30,934haを占めている⁽²⁷⁾。

こうした組織化拡大の試みと合わせて、同組合は、森林管理の視点からの取り組みに着手して林業力を高めながら環境問題に対応した仕事と、林業経営学的視点での経営戦略を拡充していたと言える。それは、事業部の業務内容からもわかる。① 森林整備課（造林・保育、森林病虫害防除事業、購買、森林施業計画、交付金）、② 木材生産流通課（森林の調査、主伐材の生産販売、木材の受諾買取販売、伐徐事業、共販・直売販売）、③ 間伐推進課（要間伐森林調査、間伐材の生産販売、間伐の推進奨励）、④ 資源活用課（資源再利用、主伐材の生産販売、破碎処理＜伐徐含む＞、リサイクル生産・販売業務）⁽²⁸⁾となっている。

この石巻地区森林組合の取り組みは、日本が不十分ながらも2001年に改正した「森林・林業基本法」のレベルをはるかに超える「持続可能な森林管理」の理念に基づいた内容⁽²⁹⁾であることに気付かされる。これが、単なる補助金対応の試みでないことは一目瞭然としても、歴史的スパンからすれば、当該組合の存在は「山林は国の本なり」の立場に立った理想を掲げ、さらには「山野河海は無主のもの」⁽³⁰⁾の思いさえも刻み込まれた姿勢を堅持している。ここには、先に近世・江戸期の当該地方に見た伝統的な「森里川海の連携」の思想が脈々と引

き継がれていると捉えることが出来るだろう。そうした狙いの下に、1977年に石巻市によって設置された「牧山市民の森」は、石巻市域の人々の命と暮らしを守るシンボリックな山林・森林として、当組合による市民の森の維持管理の下、連携思想の実践の場としてスタートしていたのであった。農山村民も都市民も一緒になり連携の醍醐味を感じ取り、日ごろから山林や森林の維持保全・管理の大事さを学び、「森里川海の連携」の試みを体験していたことになる。そして、先の地震・津波災害に際しては、先人たちの記憶や後世への思いやりの詰まったこの牧山が、多くの石巻市域の人々の命を救うという役割を見事に果たしたのであった。

(2) 震災後の地域社会における「連携」の取り組み

震災後の復興の現状については、石巻市復興政策部復興政策課が2016年3月にまとめた小冊子⁽³¹⁾や2018年9月の報告書⁽³²⁾でその概要を捉えることが出来る。それによると、「震災廃棄物の処理」と「漁港の復旧状況」はほぼ完了しているが、津波冠水の水田の復旧状況は89%レベルにとどまっている。仮設住宅居住者のための復興公営住宅の整備状況は、2015年段階で牡鹿半島部では供給計画戸数の18%、市街地でも57%と遅れが目立っている。また、3・11以降の人口流出は約14万人から約12万人へと減少する状況が続いている。その背景の一つとしては、復興の進捗度合による影響というよりも一時避難として市域外に職場や居住地を移した市民が、個人及び家族の状況の変化の中で簡単には動けなくなってしまっている事態が考えられる。復興政策課の担当者によれば、「震災後5年も経つと、戻りたくても戻れない状況が」生じているという。

そうした現実の中で、石巻市域は災害に強い地域作りめざし多様な取り組みがなされている。その中心的認識の基礎となっているのが「森里川海の連携」のスタンスであるように思える。たとえば、復興計画をめぐる様々な議論の中で具体化しつつある「石巻南浜津波復興祈念公園」、「(仮)中瀬公園」、「いしのまき水辺の緑のプロムナード」の設置や、二か所の防災緑地計画は、旧北上川の河口部堤防や石巻漁港・工業港の防潮堤計画と同様に、災害に強い地域づくりの計画の核となっている⁽³³⁾。これらも、石巻市域の人々が「牧山市民の森」を設置し守り育ててきた経験と同じ流れの中にあることは言うまでもない。森林や牧などの自然を重視する思いが石巻市域全体から浮かび上がってくる。

この防災の機運の高まりの中で、石巻地区森林組合は震災後どのような歩みをしてきたのかをながめておこう。2017年3月8日の当該組合での聞き取りに基づいて整理する以下になる。石巻市より「牧山市民の森」の委託管理を受けながらではあるが、組合としての通常運営が復活する前の活動にはいくつもの障壁が存在した。当然のことながら、組合員の安否確認に始まり、また、スタッフ全員の被災状況や施設の再稼働の見込みなど、足元の確認を進めている。被災状況からの復旧には時間を要した。とりわけ、道路網の寸断状況の影響は大きかった。そうした中で4か月後の2011年7月から組合としての営業がどうにか再開されている。

当該組合の管轄下にある石巻市域の森林関連被災状況については、2014年実施の森林組合経営再建緊急支援事業の一つとしての「森林所有者意向調査」⁽³⁴⁾がその一端を明らかにしている。発送枚数3,180枚、回答枚数656枚（回収率21%）の集計結果は以下の通りである。

(1) 東日本大震災により、被災の影響を受けましたか。	
① 受けた	245人 (37%)
② 受けない	359人 (55%)
③ 無回答	52人 (8%)
(影響を受けた地区別の人数：石巻61、河北53、雄勝37、牡鹿36、北上26、女川19、鳴瀬・河南・矢本は各3、桃生2、地区外2)	
(2) 今後の森林経営について。	
① 自分で経営したい	8人 (10%)
② 森林組合等へ施業の管理を委託したい	176人 (27%)
③ 林地等を処分したい	111人 (17%)
④ チャンス（機会）があればその時に考える	214人 (34%)
⑤ 誰に相談してよいかわからない	77人 (11%)
⑥ 無回答	10人 (1%)
(3) 震災の影響で困っていることや相談したいこと (141人)。	
① 森林経営関係	35人 (25%)
② 境界関係	21人 (15%)
③ 森林処分関係	21人 (15%)
④ 震災関係	18人 (13%)
⑤ 要望関係	15人 (10%)
⑥ 共有林関係	11人 (8%)
⑦ 森林施設委託関係	10人 (7%)
⑧ 自然災害関係	7人 (5%)
⑨ その他	3人 (2%)

このアンケート調査から見てくるところを整理してみよう。最初に注目すべきは、(2)「今後の森林経営について」の回答内容である。①「自分で林業を継続する」との回答者が68人(10%)であったのに対して、③「林地等を処分したい」(111人)と②「森林組合等へ施業の管理を委託したい」(176人)が回答者の約45%に及んでいるという事実は重い。また、その他の森林所有者も、④「チャンスがあればその時に考える」(214人)と⑤「誰に相談してよいかわからない」(77人)と回答していて、これら約45%の回答者も、流れとしては②及

び③の予備軍と思われることから、石巻の林業の今後を考えると深刻であることがわかる。

次いで、項目別の詳細な回答内容のわかる(3)「震災による影響で困っていることや相談したいこと」部分が気になる。①の森林関係では、回答者の25%が応えているが、「震災により他地区転出で管理困難」(9件)、「震災で継続したが山林のことがわからない」、「山のことがなにもわからない」、「山林を将来どう維持するか迷っている」(11件)も合わせて20件になる森林所有者が抱えている状況は大きな問題である。アンケート無返答者79%の実態は掌握

できないものの、同じような現実に直面している可能性は高いと思えるからである。また、「採算がとれず手入れができない」(2件)、「高齢のため、現状維持」(2件)、「木材価格の下落のため、関心がない」(6件)という回答は、体力的、経済的に困難な状況を訴えている。それでも、3件と少ないものの「適切な管理指導を頂きたい」と前向きな考えが示されていることに救われる。これは、⑦の「森林施業委託関係」において「内容について説明を受けたい」(6件)、「森林組合に将来、施業委託してまかせたい」(4件)と回答した森林経営者の存在と合わせ、今後の取り組みの方向性を示しているだろう。

②の「境界関係」での、「所有している森林の場所がわからない」(13件)、「地元を離れ山の場所がわからない」(4件)、「未登記で地分けした山が、今では境界不明瞭でこの先不安」(1件)の事例も森林経営の立場にないことを表明している。③の「林地処分関係」での相談内容の「後継者への引継ぎが困難なため、山を処分したい」(9件)、「地元を離れるため、山を処分したい」(7件)、「チャンスがあれば林地を処分したい」(5件)という21件の事例は森林経営の放棄を鮮明にしている。

⑥の「共有林関係」の相談内容も深刻である。「将来の税金徴収が困難」(4件)、「共有林の脱退が増え、また高齢のため維持困難」(3件)、「共有者の相続人や住所が不明で、維持困難」(2件)、「震災で部落が崩壊し、約55haの共有林が管理不能」(1件)、「共有の相手が亡くなり、私が税金を納めているが、子供に相続できない」(1件)との訴えは、当組合管轄地域だけの問題でないことは明らかだが、「入会地」の現在が抱えている問題として放置するわけにはいかない。石巻市域にも全国並みに顕在化している、いわゆる「限界集落」問題とともに直視

しなければならない課題として共有すべきである。

以上の相談内容は震災がきっかけとなったとも考えられるが、この傾向はとりわけ戦後日本の林業政策の失敗の結果と見るのが当然である。こうした実態に対して、当組合はたとえば「森林施業管理委託」に向けた説明会を2015年から実施し、また、共有林等の登記や相続関係では、司法書士や弁護士を入れての相談会を実施してきている。震災被害に関わる相談として出された「震災で枯れた木を処分してほしい」(13件)、「震災により道路がなくなり山に行けなくなった」(3件)、「台風で倒れた木を無料で処分してほしい」(4件)、「震災の影響を受けた土地(山林)問題」(2件)、「雑木林の利用価値を高めてほしい」(12件)などの多様な要望にも真剣に取り組んできている。本来であれば、行政サイドが対応すべきことでも、震災後の諸困難に対して組合は、さまざまな課題を残しながらも、八面六臂の大活躍を示してきたのである。これも、伝統的な「森里川海の連携」の認識に裏打ちされた当森林組合の力であった。

以上のような震災後の変化の中でも、森林組合としての通常営業と市民各世代に対する啓蒙などの諸活動は継続された。さらに、震災直後からの支援各団体の草の根の取り組みも「森里川海の連携」の機運を高めることに貢献したことは言うまでもない。一例を挙げれば、「地元漁師・農家・大工と協力して行なう漁業・農業・林業体験」や「石巻市皿貝地区に借用している里山を活用しての自然体験」(公益社団法人sweet treat 311)などの試みは、森林組合の活動の勢いにプラスの効果をもたらしたことも忘れてはならない。

地域への貢献という面で、森林組合がもっとも力を入れているのが、社会的、文化的貢献で

あろう⁽³⁵⁾。1) 森林（もり）の市開催（毎年4月の第2土・日）、2) 森林のゴミ一掃奉仕活動（毎年6月10日の世界環境デーに合わせて）、3) 親子木工教室（随時）、4) 植樹祭（毎年9～10月）などの取り組みは、「森里川海の連携」の思いを次の世代に伝えていくための機会として最も大事な場ということになる。

このように、2011年3月11日以来の石巻市域における震災後の復旧・復興の全体的な歩みの中で、石巻地区森林組合の存在とその多面的な活動は、石巻が積み重ねてきたこれまでの成果においては裏方的役割を果たしてきたと言えるだろう。その最大の貢献は、災害に強い地域づくりの理念をソフト、ハード両面から提言し続けたことである。

3、復興の今後をめぐって

(1) 石巻復興の諸課題

先にも検討したが、石巻市が作成した2018年3月の『東日本大震災からの復興』を詳細に見てみると以下のようなことに気付く。とりわけ、「6-（3）自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる」項目の中に復興のシナリオとして「林業」と「環境林」が位置付けられていないことである。前述のように、「牧山市民の森」や市街地内の防災施設計画に読み取れた森林や牧などの自然を重視する姿勢が、この項目内には見られないのである。漁業と農業は視野に入っているのに、どういうわけか産業の一つとして各種の富を生み出し、森林生態系の機能から得られる恩恵にも浴している農山村民の「林業」が抜け落ち、今や世界的な課題となっている地球温暖化防止のための地球環境改善に欠かせない「環境林」保全が位置付けられていない。せっかく「世界環境デー」の6月10日に「植樹祭」まで実施しているが、このちぐ

はぐさには疑問を感じざるを得ない。「石巻地区森林組合」が1975年発足後これまで、山林や森林に刻印されていた石巻人の足跡と記憶の歴史に学び、守り育ててきた経験や実績が全く生かされていない。

どうやら、この復興計画には山林や森林、里山林や牧に関わる産業が位置付けられていないのではと思わざるを得ない。そのまま推移すればどのような問題が生じるのか考えてみよう。前章でも見てきたように、2014年に実施された「森林所有者意向調査」からも明らかだが、石巻市域の山林や森林、里山林や牧も震災の影響を受けていた。しかも、戦後日本の林業政策で生み出された負の要因がさらにそれに拍車をかけたことは、すでに指摘したとおりである。

それらの影響として最も注視すべきなのが、先に見たように、震災をきっかけに石巻に見切りをつけた農山村民（森林所有者）が複数存在しているという事実である。調査項目（2）「今後の森林経営について」の回答で、③「林地等を処分したい」111人（17%）と答えた者の内には、はっきりと「他地区転出で管理困難」（9件）、「地元を離れるために山を処分したい」（7件）と言っているのである。林業を取り巻く現在の状況が続く限り、事態の悪化は防ぎようがない。これは、石巻市域からの人口流出あるいは市街地域への移住現象の一つとして捉えられるところであり、現実的には石巻市だけの一地方自治体のみで対応できるものでないことを前提としつつも、この事態にブレーキをかけるための復興の施策を模索する姿勢が求められるように思う。林業の担い手を守るためにも。

また、（3）-⑦「共有林関係」11人の回答が、「脱退者が出て」、「高齢のため」、「共有者の死亡」などで入会（地）権も含め「共有林」の維持ができないことを訴えている点も重い。この「共有林」の維持管理の放棄結果は山林荒廃の

最大要因として全国的に見られる現象であるが、石巻市域面積の55%を占める森林域でもこの現象が進行していることを裏付けている。森林に人の手が入らなくなると、単に、外見的に目立つ竹林の拡大や二次林の荒廃ばかりか、後述するように森林の生態系全体に多大な影響を及ぼすことになる。ここにも、石巻市の「牧山市民の森」において実践済みの施策を他の山林地域にも拡大する方針が求められている。

最後に指摘すべきは、林業に対する全体的な戦略が後退してしまいかねないという点である。総面積で23,000ha強の市域に存在する山林や森林を、今日の森林生態学の中で言われるところの「生産林」（「経済林」と「生活林」に分けられる）と「環境林」のバランスの取れた区分の下で管理することを目標にする場合、2013年段階で確認される立木地面積の約22,500haをどのように変えていくかという課題である。現状では、人工林の針葉樹、約13,900ha（約62%）、人工林の広葉樹、約159ha（約0.7%）、天然林の針葉樹、約975ha（約4.3%）、天然林の広葉樹、約7,511ha（約33.4%）の構成である。無立木地面積567ha⁽³⁶⁾も含めて考えて行かなければならないが、残念ながらその議論の痕跡を復興計画の中に見出すことはできなかった。

もちろん、石巻市の公式ホームページには産業部・農林課による「林業の概要」には、「市域の55%を占める森林は、林産物の生産・国土保全・水源の涵養、自然・生活環境の保全等に深く結びついています。将来にわたって安定した森林経営を維持するため、間伐・保育等の森林整備に努め労働力の省力化を図っています」と書かれている。しかし、現状からすれば、震災の影響を受けた農山村民の立場にも立った「生産林」と「環境林」の将来的な在り方についての具体的な提案と、そのことによる農山村の過疎化防止の施策が、復興計画の中でさらに

模索されねばならなかっただろう。

(2) 石巻市域における農山村民社会復興の在り方

2018年5月25日に成立した「森林経営管理法」が、2019年4月1日に施行されあらたな「森林経営管理制度」がスタートするが、結論から言えば、この法律によって石巻市域の山林や森林が抱えている課題は解決しないだろう。

問題点の一つは、繰り返し指摘しているように、1964年に政府が木材輸入自由化に踏み切った国内の木材価格を下落させた結果、国産丸太の価格が1980年をピークに急激に下落してしまっていることに対する反省が全くないということである。つまり、所得につながらない丸太の価格下落が、森林所有者の将来に向けての経営意欲を奪ってしまっているという現実に向き合おうとしていない点である。

第二には、林業の担い手を恒常的にどう育てるのかという視点に欠ける点である。その窓口立たねばならない地方行政側の体制を見ても、そうした姿勢の欠如が次の指摘からも分かる。「森林問題に熱心な市町村は多くない。総務省の調査では、林業専従職員が不在か1人の市町村が全体の3分の2を占める」⁽³⁷⁾という実態を放置したままでの同制度の実施では、最も大事な「林業の担い手」作りは期待できないからである。林業経営に適さない私有林の管理を市町村に委ねるとは言っても、実際の管理作業はどうするのかの立ち入った言及がない。すでに県単位で立ち上がっている「森林環境税」（2024年からは1人当たり1,000円を住民税に上乗せして徴収予定）が、森林管理以外に用途されるようになったら目も当てられない。

このような今日の状況に目配せしながら、森林が、災害防止などの国土保全、生物多様性の保全、水源涵養機能や、二酸化炭素の吸収と固定による地球環境の保全など国民生活に不可欠

な役割を果たしているという共通の認識に立って、石巻地域の「生産林」と「環境林」がバランスよく配置されるような林業を復活するためにはどうすべきかの議論に入ることにしよう。この問題を考えるにあたっては、先にも引用した藤森隆郎の仕事⁽³⁸⁾に依拠することにする。

まず、2017年3月実施の石巻地区森林組合での聞き取りに基づいて、当組合が発足以来進めてきている業務内容から見ていこう。それによると、①「植林」では、「組合員・森林所有者・公有林等からの要請に基づき、伐採跡地にスギ・ヒノキ・広葉樹等の植栽を委託事業で実施（補助金申請・代理受領も行なう）する」。

②「保育」では、1)「下刈—植林後、概ね1年生から7年生まで下刈作業を行ない、雑草の成長の良い場所では、年2回の下刈を行なう」。2)「枝打ち—節のない良質な木材、または病害虫から守るため枝打ちを行なう。成長状況を確認しながら行なうが、10年生前に1回とその後2～3回を必要とする」。3)「除伐—12年生前後と18年生前後の2回で、雑木蔦等を刈り払う作業がある」。4)「保育間伐—25年生と30年生を目安に保育間伐（不良木等を切捨て間伐）を行なう」。

③「木材の利用」では、1)「収入間伐—35年生以上になると収入間伐ができる。皆伐してしまうと植栽が大変なので間伐を数回することで、森林機能の効果が図られ、収益の確保ができる」。2)「主伐—手入れの済んでいる森林は、40年生以上になれば伐採可能となる。依頼があれば見積書を作成し、合意できれば、委託・買取のどちらかの方法で契約し、事業を行なう」。

④「木材の販売」では、1)「木材市場—毎月1回の入札・競りで製材所・工務店に販売する（年間出荷量、約3千 m^3 ）」。2)「直送販売—合板材として、市内3つの合板会社に販売する（年間出荷量は年により変化する。平均年間出

荷量は9万8千 m^3 ）。

④「木材の加工」では、地元の大工や指物師などの協力により、多様な家具類を手作りして、市民（購買者）に販売する。

⑤「その他」では、「支障木伐採（ウッドリサイクルセンターで木くずの処理を行なう）」、「特殊伐採」、「森林管理（不在所有者等を対象として森林管理委託を行なう）」、「牧山市民の森の管理業務」、「植栽事業協力（“森と生きる”山守さん〈林業の担い手〉の組織化・育成）」などを行なう。

さらに、稲井事業所のウッドリサイクルセンターでは、「未利用間伐材」、「松くい虫被害材」、「支障木・木根」、「流木」を活用して、「おが粉」、「活性炭」、「チップ」を生産し、森林バイオマス資源の完全活用を目指し⁽³⁹⁾、森林を媒体とした循環型社会の創出を展望する。

以上のように、当森林組合の取り組みは、日本の林業政策の負の遺産を抱え込み、それでも森林管理の原則に基づきながら、伐期の問題を残しながらも、林業力の低下防止に果敢にチャレンジしている例と言えるだろう。一般的には、「現在の農山村や地域社会は、横の繋がりが失われ、それに伴う地域のアイデンティティーも文化も失われている。同じく木の文化も失われている」⁽⁴⁰⁾という現状なのにそれを乗り越えるレベルにあることは間違いない。それは、「生産林」ばかりではなく「環境林」の維持に向けての意欲がはっきり感じ取れるからである。

その典型的な事例が「牧山市民の森」の管理を中心に進められている牧山の「複相林施業」の原則を意識した「林分」管理の姿である。『石巻の歴史・自然編』によれば、もともと「牧山にはモミ、イヌブナ、ブナを主とした自然林があり、金華山とともに、この地方では数少ない温帯落葉樹林を含む自然」⁽⁴¹⁾があったという。さらに、30年前の調査に基づいたも

のだが、同書では、牧山の林分について詳細な記述がされている。

牧山の林地（牧山市民の森管理事務所・撮影）



牧山には標高200メートルを越す峰が三つある。頂上（248,2メートル）と、東の峰（232,3メートル）と、西の峰（223,9メートル）である。

この峰のいずれにもモミの混生する自然林があるが、それぞれ特徴があり、この地方の自然を考える上で貴重な群落である。

東側の峰の南西斜面の林はアカシデを混生するモミ林で、上部にブナがわずかに見られるが、イヌブナは見られない。林床はスズタケが密生する。

頂上の峰の北西斜面にはブナにモミの混生する林分がある。林床はスズタケである。イヌブナは見られず、下部にはアカシデが見られる。この林の上部北側はヒノキの植林地になっているが、その中かなりの数のブナの成木が見られ、南側のアカマツ・コナラ林、ヒノキ植林地でもブナの回復が見られる。

西側の峰の北西側には、ブナ、イヌブナを混生するモミ林がある。林床はスズタケであるが、アオキやオオバジャノヒゲなどの常緑植物が多くなる。

牧山でのモミ、ブナ、イヌブナの生育範囲を見ると、モミは山麓から頂上まで、

イヌブナは標高30メートルから220メートル、ブナは170メートルから頂上までである。

イヌブナは標高の低いところでは、土壌条件のよい尾根筋から斜面にかけて見られるが、標高が高くなると沢筋寄りに見られるようになる。ブナは標高が低いところでは尾根筋を下るように見られる。このような傾向はこの地方で最も標高の高い翁倉山でも観察されるところで、ブナは尾根筋を200メートル以下まで下降し、イヌブナは沢筋を400メートル近いところまで上がっている。（中略）

牧山の頂上付近にブナの小林分がある。胸高直径40～60センチメートル、高さ15メートル余りのブナが高木層で優占し、モミが混じる林である。ブナは各層で見られる。周辺のヒノキ植林地などに成木から稚樹までのブナがかなり見られ、標高200メートル以上の頂上付近はかつてブナの優占する林であったと考えられる。イヌブナは見られない。（中略）

この牧山の小さな林分が、南部北上山地のブナ林の面影を残す県内でただ一か所の林なのである。（中略）北上山地の原生林の面影を残すとともに、石巻の自然の特徴をよく表している林である⁽⁴²⁾。

以上のような調査結果に基づき、森林学専門の担当執筆者は牧山を「モミ・落葉広葉樹群落」中心の山林であると断定している。この牧山の林分構成は、森林生態学がいうところの「構造の豊かな森林」⁽⁴³⁾を目標林型にしていることは明らかであり、木材等生産力の保全というよりは生物多様性の保全や土壌の保全という生態系機能の維持と、保健文化機能の保全をめざした環境林の維持管理に主眼が置かれている

ことが見えてくる。つまり、牧山は最もバランスの取れた林分構成を作り出し、維持することによって、石巻市域の人々に農林業などの第一次産業の大切さと、地域の自然を活かし、それに沿った自然との共生のあるべき方向性を打ち出しているといえる。そして、言うまでもなく、ここまで見てきたような牧山の象徴的な姿を育んできたのは、地球環境問題が出てからのことではなく長い石巻の歴史と先人たちの努力によって引き継がれた確かな林業への眼差しだったのである。2018年11月30日から共同研究員・福島所員と実施した牧山でのフィールドワークと、「牧山市民の森」管理事務所での聞き取りにおいても、30年前の調査結果に変更を求める必要はなかった。この牧山に刻み込まれた足跡から得られるさまざまな成果や課題を石巻市域の復興計画の中に織り込まない手はない。

さて、このような牧山の歴史に込められたメッセージを積極的に受けとめるとすれば、石巻市域農山村社会復興のためにどのような対応をすべきであろうか。換言すれば、「森里川海の連携」の思想に基づいた構造の豊かな、バランスの取れた「生産林」と「環境林」の構築のためには、どこに施策の力点を置くべきかという問題である。先に検討した「森林所有者意向調査」に表れた石巻市域の「森林所有者」の実態を前提に、かつ藤森隆朗の提言⁽⁴⁴⁾に学びながら考えてみよう。

第一には、林業の担い手の育成である。それは、「森林を扱う技術者と経営者（林業家）」の存在と言い換えることが出来る。先に見たように、石巻地区森林組合にはすでにそのためのツールが用意されていて、若手の技術者の育成が図られているが、「現場の林業技術には植栽、保育、間伐の選木、伐倒、集材、搬出などがあり、また、伐倒・集材のための森林作業道の作設・補修、伐倒・集材機械の選定・操作などが

ある。これらの技術には生物学的、生態学的、地質学的、工学的知識と経験を持ち合わせた考察力と判断力が必要である」⁽⁴⁵⁾ ことから、育成には時間がかかる。しかし、どんなに手間暇をかけても、石巻市域の林業を再生し、ここを「生産林」・「環境林」の林業地域にするためには林業技術者の養成こそが最重要点であろう。

第二には、「経営者（林業家、自伐林業家）」の生活の安定と経営の維持である。しかし、先の調査結果からも明らかのように、実際には震災の影響もあって、林業への関心を失い、山を放棄し、持山の状態も境界すらも分からなくなっている状況が進行している。「今後の森林経営について」との問いに、回答者の9割近くがそうした事態に直面している現実が見えている。これも「林業では生活できない」市場経済の現状の下では、単純な補助金目当ての弥縫策で解決できる問題ではない。将来的には持続可能な地域循環型の林業経営者が中核となる農山村の復活であるにしても、当面は、地域森林組合と共同歩調の下で、「自分で経営したい」林業家をバックアップし、それ以外の森林所有者の「森林施業委託」を進め集約化を図り、山林・森林の荒廃を防ぎ、林業の環境を維持することであろう。石巻地区森林組合は、すでにそうした施策を講じて一定の成果をあげている。

第三には、森林組合を中心にしての地域の木材の流通システムを活性化することである。そのためには、地域の製材所・木材加工会社・工務店・大工職人のネットワークを強化し、地域の材を地域で使用する仕組みを構築することであろう。地域の林業関係者、その周辺の製材・加工会社、工務店、大工職人、そして地域の消費者との間で地元の材を使った家を建てるなど、顔の見える関係を作ることである。全国的にも「地域材による家づくり運動」は広まっているが、石巻市域には幸いそうしたネットワークが

すでに出来上がっているのです、さらにJAや市役所とも協力し、こうした機運を高めていくことが「生産林」経営の充実化にとって重要である。

以上のような三つの側面での課題が少しずつ解決され、それぞれが機能することによって、林業経営がしやすくなる仕組みが生まれ、それが持続可能な循環型社会の構築につながる。そのことによって地域の雇用が増え、地域で金が循環し、ひいては個別の林業家の経営を好転させ、農山村民の魅力的な生活を生みだし、過疎問題や自然環境問題の解決に貢献する鄙びる「地方文化」を復活させ、石巻市域の人々が「森里川海の連携」の次元で協力し合える社会の再建ができるとしたら、どんなにすばらしいことか。

おわりに

本稿では、主に江戸期からの石巻の山林・森林管理をめぐる動きを通史的に捉えながら、先人たちが如何に「森里川海の連携」の思想の中で生き続けてきたのかを先行の専門研究成果に依拠しながらクローズアップしてきた。そこで確認された先人たちの足跡や施策は、現在の「牧山市民の森」を中心とした牧山全体に象徴的に残されていたことを読み取った。

次いで、石巻市域のフィールドワークや石巻地域森林組合での聞き取りで得られたデータを使いながら、震災後の森林組合の取り組みを追いかけ、また、当地区の森林所有者の震災後の「意向調査」の分析結果から、石巻の林業の実態に迫り、現状の掌握を行なった。それらの状況を森林生態学の視点から読み直し、牧山に見られるような「構造の豊かな森林」の拡大をめざす戦略を石巻市域の復興計画の中に組み込むことの重要性を強調した。

幸い、石巻には、そうした復興計画を実現させるだけの歴史的歩みと先人たちの試みによって培われた知恵が生きている。また、森と川とのかかわりからしても、農業や漁業とも密接な関係性の中にあることはいまや常識となっている。とりわけ、河川や海洋の環境学が指摘するように、牡蠣や昆布などの養殖にとって「構造の豊かな森林」の存在は、河川の水質を大きく規定する要因として重要視されている。つまり、石巻市域には地域ごとの生態系を逸脱することのない「森里川海の連携」の思想を活かす条件が揃っているのである。

繰り返すが、山林・森林の時間の流れは長いスパンでゆっくりとした歩みで、しかも、それぞれの地域の生態系や自然条件に規定されつつも確実に自らがその地域の生態系に貢献していく。今、石巻に関わる私たちが後世に残すべきもの、残せるものは何だろうかと考えた時、それは、石巻の自然を活用しながら、先人たちがそうしてきたように、山林や森林のポテンシャルを次世代以降に残していこうとする私たちの姿勢とその実践ではなかろうか。

そうした展望の確かさは、「自然のほとんどが森林である我が国においては、その森林生態系の多面的サービスを持続的に享受できるように森林と付き合いしていくことが大事であり、それは構造の豊かな森林を目指していくことである。(中略) 構造の豊かな森林は、生物多様性の保全、土壌の保全、木材の供給、気象緩和、保健文化などの森林生態系のサービスをバランス良く発揮してくれる。すなわち、構造の豊かな森林は、環境、経済、文化などのあらゆる面において国土と社会の基盤的なバックグラウンドとして不可欠なものである。人々の知恵によって維持される豊かな構造の森林は、美しい田園、美しい街並みを生み出す根源である」⁽⁴⁶⁾との藤森の認識によっても裏付けられる。

ただ、こうした「森里川海の連携」の思想に基づいた「石巻市域復興」の展望は、石巻市や市民の努力のみで実現できるわけではない、県や国の林業行政の在り方と深く係わっていかねばならない。その意味で強調されねばならないのが、その一つとしての国家による林業技術者育成の問題である。詳細は別の機会に述べるとして、例えば、フランスを見てみると1824年には「ナンシー林業専門学校」が創設され⁽⁴⁷⁾、「治水森林局」の林務官たちを育成して、フランス林業の現在を築き上げてきている。フランスのみならず、産業革命を推し進めたヨーロッパ各国は、地球環境維持のための山林・森林の管理を強化してきているのである。明治期以降、日本はヨーロッパの近代化に学んだが、21世紀の今日、今度はそのヨーロッパの森林行政に学ぶ必要が出てきていると言えよう。

註

- ⁽¹⁾ 近江吉明『「森里川海」の連携思想と歴史学』（『政治社会論叢』第3号、2015年）。ここでは、E=ル-ロワ-ラデュリとアラン=コルバンの仕事に注目したが、同時に、Jean-Claude Martin, « Les Doléances de 1789, dans le bocage du Houlme et la plaine d'Argentans », *Le Pays Bas-Normand*, n. 147, 1977; Paul Bois, *Paysans de l'Ouest, des structures économiques et sociaux aux options politiques depuis l'époque révolutionnaires dans la Sarthe*, Paris, 1997.にも言及した。日本側の研究としては、阿河雄二郎「森と獲物の領有をめぐる」(田中きく代、阿河編『道』と境界：森と海の世界史』藤原書店、2007年、所収)；志垣嘉夫『フランス絶対王政と領主裁判権』九州大学出版会、2000年を参考にした。
- ⁽²⁾ 近江「オルヌ県における1789年のジャクリーの痕跡—ドムフロン郡からサー小郡への波及」(『専修史学』第64号、2018年)。先行研究としては、Georges Lefebvre, *Questions agraires au temps de la Terreur*, Paris, 1954; id., *Grande Peur de 1789*,

suivi de les foules révolutionnaires, Paris, 1932; Albert Soboul, *Problèmes paysans de la révolution 1789-1848*, Paris, 1983; id., *Paysans, Sans-Culottes et Jacobains*, Paris, 1966; Anatoli Ado, *Paysans en Révolution : terre, pouvoir et jacquerie 1789-1794*, Paris, 1996 (en russe 1987); A=ソブール(権上康男訳)「フランス革命における農民運動」(岡田与好編『近代革命の研究・上巻』東京大学出版会、1973年、所収)があって、共有権問題も重視されているが森林用益権への言及は少ない。

- ⁽³⁾ 日本における「入会(地)権」の展開は地域差が大きく、通史として叙述することは難しい。さしあたり、戒能通孝『入会の研究』(日本評論社、1942年)；古島敏雄編『日本林野制度の研究』(東京大学出版会、1955年)；井上清『日本の歴史(上)』(岩波書店、1963年)；平沢清人『近世入会慣行の成立と展開』(御茶ノ水書房、1967年)；原田敏丸『近世入会制度解体過程の研究』(塙書房、1969年)；北条浩『林野入会の史的研究(上)』(御茶ノ水書房、1977年)；木村礎『近世の村』(教育社、1980年)；山下詠子『入会林野の変容と現代的意義』(東京大学出版会、2011年)；栗原亮『近世村落の成立と検知・入会地』(岩田書店、2013年)が参考となる。

比較史の視点では、フランス側の Michel Devèze, *La forêt et les communautés rurales, XVIe-XVIIIe siècles*, Paris, 1982 と同じくミシェル=ドヴェーズ(猪俣禮二訳)『森林の歴史』(白水社、1973年)が参考となる。その他では、大野博実「フランス革命における共同地立法の展開—1793年6月10日の『共同財産分割法』を中心として—」(『早稲田法学会誌』1980年)；ジャック=ウエストビー(熊崎実訳)『森と人間の歴史』(築地書館、1990年)；古井戸宏通「フランス林政における『水と森林』の史的展開序説」(『水資源・環境研究』Vol. 20, 2007年)が役に立つ。

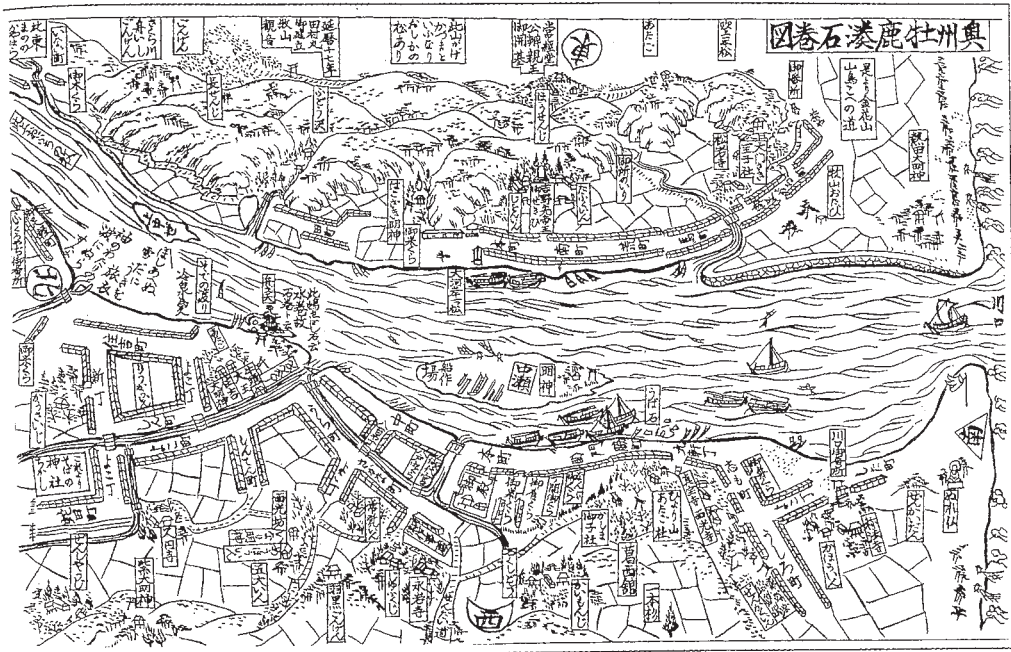
- ⁽⁴⁾ 福島義和「石巻中心市街地における復旧・復興経過から学べること」(『専修大学社会科学研究所月報』No. 657, 2018年)。尚、2018年度からは、代表・大矢根淳「減災サイクルのステークホルダーと事前復興への取り組みの実相—巨

- 大災害（東日本大震災 / 主と直下・南海トラフ地震）を射程に一」のテーマで共同研究がスタートしている。本稿はその成果の一部である。
- (5) 星亮一編『石巻まるごと歴史探訪』ヨークベニマル、2000年、223～234頁。
- (6) 石巻市史編纂委員会編『石巻の歴史・通史編（下）』（1988年版）石巻市、（以下、『石巻・通史』と略）、34頁；本間英一「奥州石ノ巻の図（石巻湊眺望絵馬）」（邊見清二他編『石巻の歴史・風土を語り伝える：ふるさとのかたりべ』かたりべ通信社、第85号、2007年12月10日、当該資料は、本学人間科学部・広田康生教授より、石巻市の本間家関連資料としてお借りしたもの一つ）、371～374頁。
- (7) 『石巻・通史』、76頁。
- (8) 阿部昭吾「幕末・維新时期における仙台藩領の豪農一桃生郡深谷地方を中心として一」（『石巻地方の歴史と民族』、石巻工業高等学校）；菊池勇夫『近世の飢饉』（吉川弘文館、1997年）；同『飢饉から読む近世社会』（校倉書房、2003年）；佐藤大介「仙台藩の献金百姓と領主・地域社会」（『東北アジア研究』第13号、2009年）。
- (9) 『石巻・民俗』、260頁。
- (10) 支倉清・支倉紀代美『代官の判決をひっくり返した百姓たち—仙台藩入会地紛争—』（築地書館、2012年）、3～5頁。尚、「入会と境をめぐる争い」についての史料は『石巻・資料編3（近世編）』（1991年3月）、253～264頁。
- (11) 『石巻・産業』、100頁。
- (12) 『石巻・民俗』、261頁。
- (13) 同上、262頁。
- (14) 『石巻・産業』、83～84頁；『石巻・第三巻』（1953年版）、267頁。
- (15) 早坂啓造「小繋事件文庫：20世紀の日本、岩手県における多数の入会裁判事件から大量比較分析に向かって」（『アルテス-リベラレス』第96号、2015年）、168頁。
- (16) 奥谷浩一「環境倫理学から見た熊沢蕃山の思想」（『札幌学院大学人文学会紀要』第97号、2015年）、121頁。さらに、「当時の岡山地方で発生した洪水の頻発、河川の荒廃、河川の土砂の大量堆積などの原因がたたら製鉄、製塩、焼物、社寺仏閣の建設などによる山林の大規模な破壊にあることを見抜いていたこと、そのなか
- で山と川と海をつなぐ自然生態系の重要性を正確に認識していたこと、山林と森林の保全が国家と国民の存続の本であると位置づけたこと、そしてこの自然環境を破壊しないという限界内における新田等の持続的開発を主張したこと」（同、137頁）を評価し、17世紀の時代的制約を受けつつも蕃山の思想とそれに基づく足跡が、「森里川海の連携」の立場にあったことを証明している。
- (17) 同上、137頁。
- (18) 奥谷「田中正造の河川と治水の思想（1）」（『札幌学院大学人文学会紀要』第100号、2016年）、51頁。
- (19) 佐藤、「仙台藩の献金百姓」、69頁。なお、仙台藩士・荒井東吾については、佐藤「天保飢饉からの復興と藩官僚：仙台藩士荒井東吾『民間盛衰記』の分析から」（『東北アジア研究』第14号、2010年）の研究で詳論されている。
- (20) 佐藤「仙台藩の献金百姓」、66頁。
- (21) 同上、70頁。
- (22) 菊池、『飢饉から読む近世社会』、123頁；同『非常非命の歴史学—東北大飢饉再考』校倉書房、2010年、78頁；『石巻・通史』、443～444。
- (23) 『石巻日日新聞』号外、2011年3月12日～17日；石巻日日新聞社『惨景そして前へ：東日本大震災から一年・石巻日日新聞報道写真集』、2012年3月11日。
- (24) 『石巻日日新聞』号外、2011年3月15日。
- (25) 『河北新報』2011年3月12日～4月11日（『河北新報・特別縮刷版：3・11東日本大震災1ヵ月の記録』竹書房、2011年6月27日）。
- (26) 石巻地区森林組合『事業案内・森林を育てる：それが私たちの仕事です』2008年。
- (27) 同上。
- (28) 同上。
- (29) 藤森隆郎『林業がつくる日本の林業』築地書館、2016年、50頁；鷲尾良司、奥地正編『転換期の林業・山村問題』新評論、1983年、129～146頁。
- (30) 牧洋一郎『「入会地の現在」論序説』（『Law & Practice』、n. 6、2012年）、147頁。
- (31) 石巻市『東日本大震災からの復旧・復興5年間の歩み—取り組みの統括とこれから—』、2016年3月。

- (32) 石巻市『東日本大震災からの復興—最大被災都市から世界の復興モデル都市・石巻を目指して』、2018年9月。
- (33) 同上。
- (34) 石巻地区森林組合『森林組合経営再建緊急支援事業・森林所有者意向調査集計表』2014年12月1日。
- (35) 同、『事業案内』。
- (36) 石巻市役所『統計・石巻市の農林業』(2018年10月23日)
- (37) 毎日新聞社「みどりの日に考える：豊かな森の恵みを守るには」(『毎日新聞』、2018年5月4日付朝刊)。
- (38) 藤森、前掲書。藤森は最後のところで、「日本の陸上の最大の自然資源である森林は、それとうまく付き合っていけば、人間の歴史の時間尺度の上では、永遠にその豊かな生態系のサービスを与え続けてくれるはずのものである。我々日本人が森林とどううまく付き合っていくかは、日本という国をどのような国にしていけるかを考える時には、必ず踏まえなければならない大事なことである。逆にいうと、日本という国のあるべき姿のビジョンが描けないでいるのは、日本の自然資源とどのようにうまく付き合っていくかの重厚な考えが国民に醸成されないからだ

- ともいえる」(同、195頁)と、結論付けている。
- (39) 石巻地区森林組合『事業案内』
- (40) 藤森、前掲書、59頁。
- (41) 『石巻・自然』、64頁。
- (42) 同上、72～66頁。
- (43) 藤森、前掲書、85頁。
- (44) 同上、103頁。
- (45) 同上、63～131頁。
- (46) 同上、190～191頁。さらに、藤森はそれを実現するための施策として「ボトムアップのための地域から国へのシステム」を提唱している。だが、「2009年の『森林・林業再生プラン』に基づく『森林計画制度』の改正において、市町村の役割の強化が謳われた。それは非常に大事で良いことだが、このような重責を担う市町村の林務遂行体制が整っておらず、主体的に業務をこなせる人材は極めて乏しい」(同、156～157頁)と悲観的である。この点については、福島義和「持続可能な地域社会の構築に向けて—生物多様性から社会的多様性へ—」(泉、梅村、福島、池下編『社会参画の授業づくり—持続可能な社会にむけて—』古今書院、2012年、所収)、119～120頁。
- (47) M=ドヴェーズ、前掲書、98、134頁。

享保 20 年 (1735) 頃の石巻の港と牧山



(「奥州社鹿湊石巻図」 邊見清二氏所蔵)